

博士後期課程単位修得退学について

このことについて、令和4年9月30日付けで単位修得退学を希望する者は、下記により「退学願」を提出してください。

記

I. 提出期限： 令和4年8月19日（金）（期限厳守）

II. 提出先： 学 事 担 当

III. 博士後期課程単位修得退学に関する申し合わせ

（平成19年1月11日研究科教授会決定）

- 1 単位修得退学とは、博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、コースワークの要修得単位を修得した上で、退学することをいう。
- 2 コースワークの要修得単位のうち論文指導8単位については、「博士後期課程学生の研究指導に関する申し合わせ」にしたがって事前審査論文を提出し、その審査に合格することを単位修得の前提条件とする。
- 3 単位修得退学の認定は、原則として退学する月の教授会で行う。

令和4年7月1日
法 学 研 究 科